

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年9月

広島市人事委員会



広人委調第21号
令和7年9月26日

広島市議会議長 八 條 範 彦 様

広島市長 松 井 一 實 様

広島市人事委員会

委員長 飯 田 恭 示

職員の給与等に関する報告及び勧告

広島市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

報告及び勧告

別紙第1 報 告	1
1 本市職員の給与の状況	1
2 民間給与の状況	2
3 本市職員の給与と民間給与との比較	5
4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較	6
5 物価・生計費	6
6 人事院の給与等報告及び勧告の概要	6
7 むすび	9
別紙第2 勧 告	17

参考資料

1 職員給与関係資料	21
2 民間給与関係資料	59
3 物価・生計費関係資料	77

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月 27 日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったが、その後引き続き、本市職員の給与等の実態及び本市内民間事業所の従業員の給与等職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。その結果の概要を次のとおり報告する。

1 本市職員の給与の状況

本委員会は、本市職員（技能業務職員、企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態を把握するため、本年 4 月 1 日を調査基準日として「令和 7 年広島市職員給与等実態調査」を実施した。

〔参考資料第 1 表～第 9 表（22 頁～58 頁）〕

本市職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、消防職、教育職及び医療職の 4 種類 9 給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額等は、次表のとおりである。

項 目	内 容	項 目	内 容
人 員	5,653 人	平 均 経 験 年 数	17.3 年
平 均 給 与 月 額	378,352 円	性別構成比	男性 53.7 %
給 料	324,572 円		女性 46.3 %
扶 養 手 当	7,314 円	学歴別構成比	大 学 卒 76.1 %
地 域 手 当	30,687 円		短 大 卒 10.0 %
その他の手当	15,778 円		高 校 卒 13.8 %
平 均 年 齢	39.4 歳		中 学 卒 0.1 %

(注) 1 定年が段階的に引き上げられることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第 8 項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 平均給与月額及びその内訳は、支給総額を適用職員数で除したものについて、それぞれ小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、内訳の合計が平均給与月額と一致しない場合がある。

2 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の638の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した173の事業所について、人事院、広島県人事委員会等と共同して「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、常勤の従業員のうち、本市の行政職給料表適用職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種7,571人及び医療関係、教育関係等54職種377人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の調査結果は、次のとおりである。

〔参考資料第10表～第17表（61頁～76頁）〕

（1）初任給

民間における本年度の初任給及びその改定状況は、参考資料第11表（62頁）及び第12表（63頁）のとおりである。

（2）給与月額

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第13表（64頁～73頁）のとおりである。

（3）通勤手当

民間における通勤手当の支給状況は、参考資料第14表（74頁～75頁）のとおりである。

（4）住宅手当

民間における住宅手当の支給状況は、参考資料第15表（75頁）のとおりである。

(5) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給状況を調査した結果は、第1表に示すとおりである。

第1表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等 従 業 員	技能・労務等 従 業 員
項 目	下半期 (A1)	404,163 円	306,770 円
	上半期 (A2)	418,260 円	322,382 円
特 別 給 の 支 給 額	下半期 (B1)	923,184 円	628,271 円
	上半期 (B2)	998,575 円	677,605 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下半期 (B1/A1)	2.28 月分	2.05 月分
	上半期 (B2/A2)	2.39 月分	2.10 月分
年 間 の 平 均		4.65 月分	

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を本市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備考 本市の場合、現行の年間支給割合は、平均で4.60月分である。

(6) 給与改定の状況等

民間における本年の給与改定の状況及び定期昇給の実施状況は、第2表及び第3表に示すとおりである。

第2表 民間における給与改定の状況

役職 段階	項目	ベース アップ	ベース 改定中止	ベース ダウン	ベース 改定の 慣行なし
	企業規模				
係 員	規 模 計 (100人以上)	68.4 %	— %	1.1 %	30.5 %
	【参考】 50人以上 100人未満	53.4	—	—	46.6
課長級	規 模 計 (100人以上)	57.8	—	1.1	41.1
	【参考】 50人以上 100人未満	53.4	—	—	46.6

(注) 1 回答があった事業所を対象として集計したものである(第3表において同じ。)

2 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階		定期昇給制度あり						定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施					定期 昇給 中止	
			増額	減額	変化 なし			
係 員	規 模 計 (100人以上)	% 95.8	% 95.8	% 32.1	% 3.9	% 59.8	% —	% 4.2
	【参考】 50人以上 100人未満	68.9	68.9	68.9	—	—	—	31.1
課長級	規 模 計 (100人以上)	76.4	76.4	29.3	2.3	44.8	—	23.6
	【参考】 50人以上 100人未満	62.1	62.1	62.1	—	—	—	37.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

3 本市職員の給与と民間給与との比較

本市職員の給与と民間給与の比較に当たっては、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に改めることとする。

(1) 月例給

本委員会は、職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本市職員においては本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員のうち本年度の新規学卒の採用者を除くものについて、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較した。

その結果は、第4表に示すとおりであり、本年は、本市職員の給与が民間給与を1人当たり平均11,391円（2.95%）下回っていた。

第4表 本市職員の給与と民間給与との較差

民間給与 ①	本市職員の給与 ②	較差 ①－② $\left(\frac{\text{①} - \text{②}}{\text{②}} \times 100 \right)$
398,044 円	386,653 円	11,391 円 (2.95 %)

(注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。

2 本市職員は、行政職給料表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者、保育士及び給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を除く。

(2) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、前記2の(5)第1表(3頁)に示すとおり、年間で所定内給与月額の4.65月分に相当しており、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合(4.60月分)が民間における特別給の年間支給割合を0.05月分下回っていた。

4 国家公務員の給与と本市職員の給与との比較

総務省の「令和6年地方公務員給与実態調査」によると、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市の一般行政職の給料月額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較すると、国家公務員の指数を100とした場合の本市職員の指数は99.9である。

5 物価・生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、広島市では4.3%上昇しており、全国でも3.6%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の広島市の2人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり349,345円となっている。

〔参考資料第18表（77頁）〕

6 人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告した。

なお、人事院勧告・報告の概要については7頁及び8頁のとおりである。

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- 国家公務員行動規範の周知・啓発
- 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

〔令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較〕【令和7年4月実施】

俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 - 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 - 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

〔直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較〕

✓ 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

7 むすび

(1) 給与の改定

本市職員の給与の決定に係る基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員の給与水準と民間の給与水準とを均衡させること（民間準拠）を基本にして、公務員給与について社会一般の情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有している。

本年においては、前記3の(1)のとおり、本市職員の給与が民間給与を11,391円(2.95%)下回っていることから、本委員会では、この較差を解消するため、民間事業所の状況等を勘案し、本市職員の実態に応じて、給料表を改定することにより、本市職員の月例給を引き上げることが適当であると判断した。

このため、給与改定に当たっては、民間における初任給の動向や、人事院勧告における俸給月額の前改定傾向を踏まえ、行政職給料表適用職員の給与について、前述の民間給与との較差を解消する措置を講ずるとともに、他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員との均衡を図る措置を講ずる必要がある。

また、前記3の(2)のとおり、本市職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給割合が民間における特別給の年間支給割合を0.05月分下回っていることから、民間における特別給の支給状況に見合うよう、本市職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げることが適当であると判断した。

このほか、非正規職員である会計年度任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員等の給与について、職員間で一部待遇に差が生じている実態を踏まえ、これまで職務を通じて培った経験、知識及び技術等を適切に反映できるよう、その在り方について検討する必要がある。

(2) 人事管理に関する課題

近年、我が国では、生産年齢人口の減少や人材の流動化が進行するとともに、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、労働生産性の向上や、個々のニーズに応じた柔軟な働き方の実現が求められている。また、公務現場においては、頻発する自然災害や行政分野におけるデジタル化などの様々な課題に的確に対応するため、限られた人材・財源の下で、迅速かつ効率的な行政運営を行うことが求められている。

本市では、「自分たちのまちは自分たちで創り、守る」という理念の下、持続可能な行政サービスを提供するため、「200万人広島都市圏構想」の実現を中核に据え、行政自ら課題の把握・整理・アプローチを行う「能動型」のサービス提供への転換を図っている。

こうした考え方の下で多様で有為な人材の確保がこれまで以上に求められる中、本市の職員採用試験における受験者は逡減傾向にあり、若年層を中心に離職者も多く発生している。こうした状況の中、今後も質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、職務に対する基本姿勢や職務遂行に必要な能力等を持つ人材の確保・育成が不可欠である。また、職員一人一人が自らの能力を十分に発揮し、やりがいや自己成長を実感しながら生き生きと活躍するためには、多様で柔軟な働き方が可能な勤務環境の整備等が急務である。

以上の状況を踏まえ、本市の人事行政の諸課題について、以下のとおり言及する。

ア 人材の確保・育成

(ア) 人材の確保

社会情勢の変化に伴い行政課題や市民ニーズがますます複雑化・多様化する中、本市は、限られた人材・財源の下で、今後も質の高い行政サービスを持続的に提供していかなければならない。

そのためには、多様で有為な人材の確保に努め、個々の力を組織の力につなげていくことが重要である。

人材の確保に当たっては、民間企業や他の公共団体との人材獲得競争が厳しさを増す中、公務への関心を持ってもらうことで受験者を増加させることが肝要である。そのため、多様な広報手段を効果的に活用し、本市職員として働く魅力や働きやすさに重点を置いた情報発信を行っているところであり、今後もこうした取組を一層強化していく必要がある。その前提として、現に職員が働き続けたいと思えるような、魅力ある勤務環境の整備等が重要である。

また、職員採用試験の実施方法の見直し等も一定の効果があると考えられるため、国や他の地方公共団体の動向等も注視しながら、引き続き職員採用試験等の在り方について検討していく必要がある。

人材の流動化が進む中で、新規学卒を一括採用し、定年まで勤務するという人事管理は大きく変化しつつあり、今後は多様な人材を受け入れることで組織力を高めるという視点が不可欠になる。この

ような考え方の下、育児や介護などを理由に退職せざるを得なかった職員を再度採用する制度の創設や、職務経験者採用の一層の充実に向け調査・研究を進めるべきと考える。

なお、専門的知識を必要とする獣医師職や、近年採用が困難となりつつある技術職については、民間企業や他の地方公共団体の状況に留意した勤務条件の改善や採用制度の見直しを検討する必要がある。

また、本市における職員の離職は近年増加傾向にあり、特に若年層の離職が懸念事項となっている。任命権者においては、職員の離職理由について調査・分析を行い、その解消に向けて取り組まれたたい。

(イ) 人材の育成

人材の確保が容易でない中、複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、各職場でのOJTその他の研修等を通じて職務遂行能力を高め、職員一人一人の能力を最大限に引き出しながら、自律的に諸課題を解決し、「能動型」のサービス提供をしていくことのできる職員を育成することが求められる。

人材の育成に係る取組は、若年層から高齢層まで、組織の中で求められる役割や能力の変化等に応じて行われるが、これに当たっては、組織主導の人材育成に係る取組のみならず、職員一人一人の主体的な学びと成長を促進する取組が重要であり、各職員が、デジタル技術をはじめとした必要な知識・技能を習得することができる環境を更に整備していくこと等が考えられる。

加えて、職員一人一人が自ら能力を十分に発揮し、やりがいや自己成長を実感しながら生き生きと働き続けるためには、人事評価制度の適切な運用や適材適所の人事配置に加え、職務や職責をより重視した給与体系の構築など、各職員が自身のキャリア形成について考え、仕事へのモチベーションや能力開発への意欲を高めることができる環境整備が必要である。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が令和7年に改正され、我が国における女性活躍の推進に関する制度等の整備が進む中、本市では、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、女性職員の採用から育成・登用といった各段階において環境整備と支援策を一体的に推進してきたところであり、

本プランに基づく各種取組の着実な実施が求められるところである。

今後、管理職職員に占める女性職員の割合の一層の向上に向け、女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、様々な職域やライン職への配置拡大を進めるとともに、出産・育児により長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行うほか、昇任意欲の向上に向けた取組を推進していくことが重要であると考ええる。

イ 勤務環境の整備等

(ア) 長時間勤務の是正

本市では、従前から全庁的に時間外勤務の縮減に取り組んでいるところであり、令和6年度は、前年度と比べ職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数や月45時間を超える時間外勤務を行った職員数が減少するなど、取組について一定の成果が表れている。

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス推進の観点はもとより、今後の行政運営を担う多様で有為な人材の確保、質の高い行政サービスの継続的な提供の観点からも重要かつ喫緊の課題であるため、不断の取組を行っていく必要がある。

任命権者は、特定の職員に負担が集中しない体制づくりを一層進めるとともに、今後もDX推進による既存の業務プロセスの抜本的な見直しなどにより業務の効率化を図りつつ、組織を挙げて業務の削減・合理化に積極的に取り組み、業務量に応じた適正な人員配置等を行うことにより、更なる長時間勤務の是正に取り組まれない。

職員の勤務時間については、本年9月の庶務事務システムの更新を機に、客観的な記録により管理することができるようになった。このため、所属長においては、職員の時間外勤務を含めた勤務時間の適正な管理がより一層求められる。そうした中で、時間外勤務の上限規制を意識するあまり、いわゆる賃金不払い残業等を発生させることのないよう留意することも重要である。

学校現場における長時間勤務の解消については、「第2期広島市の学校における働き方改革推進プラン」に基づき、スクールサポートスタッフの活用や部活動の負担軽減などの取組を進めているところであり、こうした取組により教職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間数は、全体では改善傾向にあるものの、依然として長時

間勤務が続いている状況である。

加えて、令和7年4月に本市教育委員会が公表した「教員の健康確保に向けた取組に係るアンケート調査の実施結果について」においては、休憩時間を十分に確保できていない状況や業務の持ち帰りといった課題が確認されている。このような実態は、教職員の心身の健康を損なう要因となり、教育の質の低下にもつながる恐れがあることから、職場環境の改善を行うことが急務である。

長時間勤務の解消や休憩時間の確保等は、教職員の心身の健康保持につながることに加え、高い意欲と能力を持ち教員を志す有為な人材の確保にもつながるものであるため、今後も引き続き、必要な人員の確保に努め、プランに掲げる目標達成に向けて、継続的な検証を行いつつ、各取組項目を粘り強く進めていくことが重要である。

(イ) 多様で柔軟な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

生産年齢人口の減少や人材の流動化が進行し、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、職員が出産や育児、介護等と両立しながら、一人一人が有する能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備することは、人材確保の観点からも極めて重要である。

本市においては、これまでも育児・介護等に伴う休暇制度の拡充や、テレワーク・時差出勤の利用要件の緩和などにより、柔軟な働き方を可能とする環境の整備を図ったところである。

こうした中、男性職員の育児休業の取得率は年々向上しているが、令和6年度からは政府目標に合わせて目標値の大幅な引上げを行ったことを踏まえ、取得率の更なる向上のため、より一層の取組を推進していく必要がある。

任命権者は、全ての職員がライフステージや各職場における業務の性質等に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、引き続き休暇制度等の利用に対する職員全体の意識改革に取り組むとともに、職員が長期の休暇等を取得した場合においても円滑に公務が遂行できるよう、臨時的任用職員や育休任期付職員の活用等について検討していく必要がある。

(ウ) 心身の健康の保持

本市においては、精神疾患を原因とする長期病休者が増加しており、療養に要する期間も長くなっている。また、ストレスチェック

集団分析結果において職員の健康リスクが高い状態とされている高ストレス職場も例年一定程度存在している。

任命権者においては、ストレスチェックの結果を踏まえた高ストレス者への支援や高ストレス職場に対する職場環境改善の働きかけのほか、新規採用職員に対する健康サポートなどにより、メンタルヘルス不調の未然防止対策に取り組まれているところであるが、このような中、若年層職員の長期病休者数や離職者数が増加していることを踏まえ、こうした職員に向けた取組の強化やラインケアの役割を担う管理監督職員に向けた支援策の充実など、職場と産業保健スタッフが連携し、心身ともに効果的なケアが図られる取組をより一層進められたい。

また、職員の心身の健康保持に向けた取組について、公務現場における勤務間インターバル制度の導入など国や他都市の事例等を参考にしながら、更なる調査・検討を進められたい。

(エ) ハラスメントの防止

全てのハラスメントは、職員の人格と尊厳を傷つけ、心身に悪影響を及ぼすとともに、人間関係の悪化や職場全体の士気の低下を招き、結果として円滑な公務運営にも重大な支障を来す原因となる。

ハラスメントは、誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであるから、どのような言動がハラスメントに該当するのかを全職員が具体的に理解し、組織としてハラスメントを未然に防止していけるよう、任命権者は、研修等を通じて職員の意識の向上に一層取り組む必要がある。加えて、日頃から、職員間の円滑なコミュニケーションを促進し、ハラスメントの起きにくい風通しの良い職場づくりに努めることも重要である。

また、本市ではハラスメント事案に迅速かつ適切に対応するため、各局・区等にハラスメント相談員を配置し定期的に研修を行うなど相談体制の強化を図っている。引き続き、職員が相談しやすい環境の整備に努めるとともに、外部の専門カウンセラーによる相談窓口や人事委員会の苦情相談制度の利用などについて、今後も積極的に職員に周知していく必要がある。

さらに、行政サービスの利用者等による長時間のクレーム等への対応として、「広島市カスタマーハラスメント対策基本方針」及び「広島市カスタマーハラスメント対応マニュアル」が令和7年3月

に作成されたところである。今後も、こうしたマニュアル等を活用して継続的に研修することなどにより、組織として毅然と対応を行い、職員の人格や尊厳が侵害されることがない勤務環境を保持する必要がある。

(オ) 多様な人材が活躍できる職場づくり

社会情勢が変化する中で、質の高い行政サービスを安定的に提供するためには、世代、性別、障害の有無などにかかわらず、全ての職員がお互いを尊重し、それぞれが能力を最大限発揮できる職場環境の整備が重要である。

また、令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、職員一人一人が性の多様性について正しい知識を身に付け、理解を深めていくことも必要である。

任命権者においては、これまでも研修等を通じて職員の意識醸成を行ってきたところであるが、職員が互いに人格と個性を理解し尊重し合う職場づくりに向けたより一層の取組が求められる。

ウ コンプライアンスの推進

市政に対する市民の信頼を確保するためには、職員一人一人が高い倫理感や使命感を持ち、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚しながら日々の業務を遂行することが不可欠である。職員が不祥事を起こせば、市民の信頼を損ない、市政運営に支障を来すばかりでなく、他の職員のやりがいや意欲をそぐなど多大な影響を及ぼすことにもなる。

令和6年度の懲戒処分件数はここ数年で最も多く、処分内容も免職や停職の割合が増加するなど、極めて憂慮すべき状況である。

加えて、学校現場においては、全国的に児童生徒に対する性犯罪が相次いで発生している。本市においても、教員による性犯罪が発生し、教員の不祥事により児童生徒等の信頼をゆるがす事態が生じていることは遺憾の極みである。

任命権者においては、職員が公務員としての自覚を持ち、法令遵守を徹底するよう研修等を通じてコンプライアンスの推進に取り組んでいるところではあるが、今後もあらゆる機会を通じて、厳正な服務規律の徹底に取り組み、不祥事の根絶に全力を尽くしていかなければならない。

また、各職員は、公務外においても、自身の言動が市政への信頼を損ねるおそれがあることを改めて認識し、公務員としての自覚と高いコンプライアンス意識を持って行動しなければならない。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとるよう勧告する。

- 1 本市職員の給与と民間給与との較差（2.95％）を解消するため、給料表について、別紙第 1 の 7 の（1）で述べた内容を踏まえて改定すること。
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引き上げること。
- 3 この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年広島市職員給与等実態調査の概要	21
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	22
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	23
第3表 職員の給料表別平均給与月額	24
第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	26
第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員	45
第6表 職員の扶養親族数別人員	56
第7表 職員の管理職手当の支給状況	57
第8表 職員の住居手当の支給状況	58
第9表 職員の通勤手当の支給状況	58

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	59
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	61
第11表 民間における初任給の改定状況	62
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	63
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	64
その1 給与比較の対象職種	64
1 企業規模計（100人以上）	64
2 企業規模500人以上	66
3 企業規模100人以上500人未満	68
4 【参考】企業規模50人以上100人未満	70
その2 給与比較の対象外職種	72
第14表 民間における通勤手当の支給状況	74
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	74
その2 距離段階別定額制における自動車使用者に対する通勤手当 の支給状況	74
その3 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用 に係る通勤手当の支給状況	74

その4 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用

に係る通勤手当の月額支給の状況・・・・・・・・・・・・ 75

第15表 民間における住宅手当の支給状況・・・・・・・・・・・・ 75

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況・・・・・・・・・・・・ 75

第17表 対応級表・・・・・・・・・・・・ 76

3 物価・生計費関係資料

第18表 物価・生計費・・・・・・・・・・・・ 77

1 職員給与関係資料

令和 7 年広島市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査基準日

この調査は、本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和 7 年 4 月 1 日を調査基準日（以下「調査日」という。）として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした（技能業務職員及び企業職員については、参考として掲載した。）。ただし、次に掲げる職員は、調査から除外した。

- （1）任期を定めて任用された職員
- （2）調査日現在休職中の職員
- （3）調査日現在停職中の職員
- （4）調査日現在育児休業中の職員
- （5）調査日現在育児短時間勤務中の職員
- （6）調査日現在自己啓発等休業中の職員
- （7）調査日現在配偶者同行休業中の職員
- （8）調査日現在大学院修学休業中の職員
- （9）調査日現在在籍専従の許可を受けている職員
- （10）調査日現在派遣されている職員
- （11）調査日付けで退職した職員

3 調査方法及び集計

各任命権者から提供を受けた調査対象職員に関するデータを基に、集計した。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区 分 給 料 表	職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	歳	年
行 政 職 給 料 表	5,653	39.4	17.3
消 防 職 給 料 表	1,308	36.3	15.5
教 育 職 給 料 表 (2)	351	40.9	14.9
教 育 職 給 料 表 (3)	37	44.6	20.9
教 育 職 給 料 表 (4)	166	36.5	13.6
教 育 職 給 料 表 (5)	4,087	39.8	17.1
医 療 職 給 料 表 (1)	18	52.0	23.6
医 療 職 給 料 表 (2)	90	41.9	18.1
医 療 職 給 料 表 (3)	197	34.3	11.6
全 給 料 表	11,907	39.2	16.8

(注) 定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第8項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第9表までにおいて同じ。)

(参 考)

区 分 給 料 表	職 員 数	平 均 年 齢	平均経験年数
	人	歳	年
技 能 業 務 職 給 料 表	497	49.0	26.1
企 業 職 給 料 表 (水 道)	543	42.7	20.8
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	12,947	39.7	17.3

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
行 政 職 給 料 表	100.0	76.1	10.0	13.8	0.1	53.7	46.3
消 防 職 給 料 表	100.0	47.1	1.8	51.1	0.1	95.6	4.4
教 育 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	97.7	0.3	2.0	—	57.8	42.2
教 育 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	45.9	54.1	—	—	2.7	97.3
教 育 職 給 料 表（ 4 ）	100.0	97.6	2.4	—	—	39.8	60.2
教 育 職 給 料 表（ 5 ）	100.0	96.8	3.1	0.0	—	39.6	60.4
医 療 職 給 料 表（ 1 ）	100.0	100.0	—	—	—	50.0	50.0
医 療 職 給 料 表（ 2 ）	100.0	90.0	10.0	—	—	38.9	61.1
医 療 職 給 料 表（ 3 ）	100.0	91.4	8.6	—	—	1.5	98.5
全 給 料 表	100.0	81.3	6.5	12.2	0.0	52.3	47.7

（注） 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

（参 考）

区 分 給 料 表	計	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
技 能 業 務 職 給 料 表	100.0	31.2	9.7	57.7	1.4	75.7	24.3
企 業 職 給 料 表（ 水 道 ）	100.0	67.2	8.1	24.7	—	83.8	16.2
全 給 料 表 （ 技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合 ）	100.0	78.8	6.7	14.5	0.1	54.5	45.5

第3表 職員の給料表別平均給与月額

区 分		計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
給料表 職務の級						
全 級 計		円	円	円	円	円
行 政 職 給 料 表	1 級	248,983	222,740	506	20,092	5,645
	2 級	278,521	241,318	1,517	21,959	13,727
	3 級	336,348	292,134	6,482	27,087	10,645
	4 級	418,996	368,095	11,229	34,293	5,379
	5 級	475,845	413,870	12,622	39,014	10,339
	6 級	573,397	442,911	10,936	47,258	72,292
	7 級	632,968	473,959	10,234	52,629	96,146
	8 級	714,237	514,404	7,707	58,726	133,400
消 防 職 給 料 表		361,915	306,157	15,209	29,280	11,270
教 育 職 給 料 表 (2)		436,716	380,727	9,077	35,355	11,557
教 育 職 給 料 表 (3)		401,258	348,770	1,876	32,529	18,084
教 育 職 給 料 表 (4)		397,917	348,014	5,458	31,952	12,493
教 育 職 給 料 表 (5)		418,971	365,404	7,876	34,014	11,677
医 療 職 給 料 表 (1)		926,214	515,733	11,700	95,125	303,656
医 療 職 給 料 表 (2)		400,152	348,621	7,441	32,442	11,648
医 療 職 給 料 表 (3)		331,873	289,244	1,461	26,163	15,004
全 給 料 表		392,777	338,508	8,294	31,871	14,103

(注) 1 その他手当は、初任給調整手当、住居手当、管理職手当及び単身赴任手当（基礎額）である。

2 教育職給料表(2)から教育職給料表(5)までの給料には、教職調整額を含む。

3 支給総額を適用職員数で除したものについて、それぞれ小数点以下第1位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（次表において同じ。）。

(参 考)

区 分 給 料 表	計	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	そ の 他 手 当
	円	円	円	円	円
技 能 業 務 職 給 料 表	401,677	352,616	12,018	32,817	4,225
企 業 職 給 料 表 (水 道)	402,015	346,902	9,668	32,654	12,792
全 給 料 表 (技 能 業 務 職 給 料 表 等 を 含 め た 場 合)	393,506	339,402	8,495	31,940	13,669

第4表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

(1) 行政職給料表（他の給料表の適用を受けない全ての職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2						1		
3								
4								
5						1		
6		12						
7		7	1					
8		1	1				1	
9		17	13					
10		1	3					
11		6	83	3				
12		1	3					
13	12	17	22	13	1			
14	5		6	2	1			
15		9	68	10	6			
16	5	4	5	1				
17		139	28	11	8			
18	2	3	10	8				1
19	1	17	74	12	9			4
20	14	4	7	4	2			7
21		136	50	9	5			6
22	5	3	13	3	2	1		4
23		24	73	22	5			
24	8	13	13	3	4			1
25	1	131	54	24	8	2		2
26		3	13	8	2			1
27	1	62	58	32	8	3		
28	4	8	16	5	3	3		1
29		70	63	43	9	2	3	
30		5	11	5	4	4	5	
31	1	65	54	58	4	2	5	
32	135	6	18	10	7	4	10	
33	1	66	66	34	6	1	7	
34	3	8	13	12	6	7	17	
35	1	86	43	32	5	3	7	
36	5	12	14	11	8	3	12	
37		37	54	24	6	7	4	
38	1	12	17	21	4	9	5	
39	1	26	41	33	9	10	8	
40	13	10	19	15	7	24	5	
41	2	25	38	29	7	15	1	
42	2	7	16	10	10	19	2	
43		18	36	34	6	28	1	
44	7	7	13	16	12	23	2	
45		16	36	26	13	24	4	
46	2	9	15	11	10	17	1	
47	2	16	31	18	10	16	3	
48	4	6	12	19	9	10	1	
49	1	7	20	11	6	18	1	
50	2	7	9	15	10	11	1	
51	3	7	23	10	9	16	1	
52	5	7	9	10	14	6		
53	3	11	21	7	6	4		
54	1	1	10	11	10	8	1	
55		2	24	6	10	7		
56		8	10	15	11	5	1	1
57	2	15	15	22	13	6		
58		3	8	4	10	6		
59	2	2	11	9	17	3		
60		5	6	17	14	3		
61		4	13	9	9			
62	1	4	9	5	11	1		
63		5	10	7	16	1		
64	1	10	9	10	20	1		
65		2	11	20	20	1		
66	1	5	6	9	20			
67		4	12	8	23	1		
68		2	5	11	28			
69		9	7	10	21			
70								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
71		3	4	15	28			
72		1	3	6	24			
73		4	5	15	28			
74		1		4	21			
75	3	2	3	8	27			
76		1	3	4	22			
77	1	1	3	16	22			
78	1	2	2	10	18			
79	2	1	2	8	13			
80		4	2	6	12			
81	1	2	2	12	12			
82	1	1	1	10	8			
83		1	2	13	5			
84			2	11	3			
85	3		3	13	3			
86	1			8	2			
87			2	12	3			
88			2	21	4			
89		1	2	14				
90	1		2	11	1			
91	1		2	15				
92				11				
93	1			18				
94	3			16				
95				18	1			
96		1		16				
97	9		2	16				
98		1	2	9				
99				20				
100			2	17				
101			2	14				
102			1	7				
103			3	11				
104		1	2	10				
105			1	3				
106			1	3				
107			2	5				
108			1	7				
109		1		1				
110			5	4				
111			1	1				
112			2					
113			2					
114			3					
115								
116			1					
117		2	4					
118			2					
119		1	1					
120								
121			2					
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
計	289	1,280	1,552	1,287	771	337	109	28
構成比(%)	5.1	22.6	27.5	22.8	13.6	6.0	1.9	0.5

適用職員数	5,653人
-------	--------

- (注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした（以下第4表の各表において同じ。）。
- 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100とならない場合がある（以下第4表の各表において同じ。）。

(2) 消防職給料表（消防吏員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1 2 3 4 5	人 10 28	人 	人 	人 	人 	人 	人 	人
6 7 8 9 10	 28 	 	 	 	 	 	 	
11 12 13 14 15	1 28 1	 5 	 	 	 	 	 	
16 17 18 19 20	36 3 	 11 4 	 	 	 	 	 	
21 22 23 24 25	33 7 18	1 7 8 	 	 	 	 	 	1
26 27 28 29 30	7 13 	14 23 10 	1 1 	 	 	 	1 	1
31 32 33 34 35	15 1 7 1 9	20 8 	1 6 1 2	2 	 	 	 	1 1 1
36 37 38 39 40	 5 11	31 12 32	4 3 	1 1 2 	1 1 2 1	 2 4 2	1 2 4 2	2
41 42 43 44 45	2 5 1 1	 9 21	9 5 8	 3 1 2	 1 	 2 2 2 2	1 2 2 2	 2 1 1
46 47 48 49 50	 4 	21 1 18 1 9	2 19 1 11	5 3 	1 1 1 1	 	 	
51 52 53 54 55	 	 14 12	20 1 11 15	3 2 6 1 5	2 1 1	2 1 	2 	1
56 57 58 59 60	 	8 6 11	13 17 	1 3 2	 2 1 	 1 1	 	
61 62 63 64 65	 	1 3 9 1	14 7 1 17	3 2 4 2 7	 1 2 1	1 	 	
66 67 68 69 70	 	15 6 8	1 8 6	3 2 4 2 8	1 4 3 1 2	1 	 	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人	人	人	人	人	人	人	人
72		1	5	1	1	3		
73		5		2	2			
74			4	1	1	1		
75		1	2	7	1			
76			1		3	1		
77		5		2	1			
78			7	1	2	2		
79		1	1	4	2	2		
80		2	3	5	1	3		
81			5		4	1		
82		1	1	3	3	2		
83			1	1	1	2		
84			1	1	2	1		
85			3	3	4			
86				1	2			
87		1	4	4		2		
88			2	1				
89				3	1			
90			3	1		3		
91		1			2	1		
92			2	6				
93								
94		1	1					
95					1			
96			1	2		1		
97		1			1			
98			5	1	1			
99								
100			3	1				
101								
102				3				
103				1				
104				4				
105				1				
106			3	1				
107			1	1				
108				2				
109				3				
110			1	3				
111				5				
112			1	3				
113				1				
114		1	3	2				
115				4				
116			3					
117				4				
118			1	3				
119			1	4				
120			2					
121			1					
122			6					
123			1					
124			4					
125			2					
126			3	1				
127			4					
128			3	2				
129			6	3				
130			4					
131			4					
132			1					
133			1	1				
134				2				
135			4	1				
136			2					
137			2					
138								
139			1					
140			1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
141	人	人	人	人	人	人	人	人
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149			3					
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
計	275	381	329	185	73	32	21	12
構成比(%)	21.0	29.1	25.2	14.1	5.6	2.4	1.6	0.9

適用職員数	1,308人
-------	--------

(3) 教育職給料表(2) (高等学校等の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		3			
10		1			
11					
12					
13		2			
14		4			
15					
16		2			
17		1			
18		7			
19					
20		1			
21		2			
22	1	5			
23		1			
24					
25					
26		2			
27					
28		1			
29					
30		4			
31		1			
32		5			
33					
34		3			
35		4			
36		2			
37		1			
38		7			1
39		1			
40		6			1
41		1			
42		5			
43		1			
44					1
45		1			
46		9			
47		1			
48		5		1	1
49		2			
50		6			
51					
52		3			
53		1			
54		3			
55		1	1		
56		5			
57					1
58		8			
59					
60		5			
61		3			
62	1	5			
63		3			
64		5			
65	2			2	
66		5		1	
67		1			
68		8			
69				1	
70		3			

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		1		1	
73		4	1	1	
74		1			
75	1	3			
76		1			
77		2	1		
78		1			
79		4			
80		1		2	
81		3	1	1	
82		1			
83		4			
84		2		1	
85		1			
86		1			
87		2			
88		2	1	1	
89		2			
90		3			
91		4		1	
92		2			
93		3			
94		1			
95		3			
96		4			
97					
98					
99		1			
100		1			
101					
102		4			
103					
104		3			
105					
106		3			
107		1			
108		3			
109					
110		2			
111		2			
112		3			
113		1			
114		3			
115		1			
116		1			
117		2			
118					
119					
120					
121		1			
122	1				
123					
124		1			
125		1			
126					
127					
128		1			
129		1			
130		2			
131		1			
132		1			
133		4			
134		4			
135		2			
136		5			
137		1			
138					
139		2			
140		2			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		2			
143		5			
144		5			
145		1			
146		3			
147		4			
148		5			
149		1			
150		3			
151		1			
152		3			
153		4			
154					
155		3			
156		1			
157		1			
158					
159		1			
160					
161		2			
計	6	322	5	13	5
構成比(%)	1.7	91.7	1.4	3.7	1.4

適用職員数	351人
-------	------

(4) 教育職給料表(3) (幼稚園の教諭等)

級 号給	1	2	3
人	人	人	人
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22		1	
23			
24			
25			
26		1	
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33		1	
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41		1	
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51		1	
52			
53		1	
54		1	
55			1
56		1	
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			

級 号給	1	2	3
人	人	人	人
71		1	
72			
73			
74			
75			
76			
77		1	
78			
79			
80			
81			
82		1	
83			
84			
85		1	1
86		2	
87			
88			
89		1	1
90			
91			1
92			1
93			1
94		2	
95			1
96		1	2
97			
98			
99			2
100			
101			
102			
103		1	1
104			
105			1
106		2	
107			
108			
109			
110			
111			1
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123		1	
124			
125			
126			
127			
128			
129		1	
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137		1	
138			
139			
140			

級 号給	1	2	3
人	人	人	人
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
計	0	24	13
構成比(%)	-	64.9	35.1

適用職員数	37人
-------	-----

(5) 教育職給料表(4) (特別支援学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9		3			
10					
11					
12					
13		7			
14					
15		1			
16		1			
17		3			
18		1			
19		1			
20					
21		6			
22		1			
23		3			
24					
25		4			
26					
27		1			
28		1			
29		3			
30		1			
31		3			
32					
33		2			
34		1			
35		2			
36		1			
37		4	1		
38					
39		3			
40					
41		8			
42		2			
43					
44		2			
45		8			
46		1			
47		2			
48		3			
49		4			
50		1			
51		7			
52		2			
53		2			
54					
55			1		
56		1			
57		3			
58					
59		2			
60					
61		4			
62		1			
63		2			
64		1			
65		1			
66		1			
67		2			
68					
69		3			
70				1	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		3			
73		1	1		
74		1		1	
75		1			
76					
77				1	
78		2			
79		2			
80					
81		2			
82					
83					
84		1			
85					
86					
87		1			
88					
89					
90		1			
91					
92		1			
93		1	1		
94					
95		1			
96					
97					
98					
99		2			
100					
101					
102					
103					
104		2			
105		1			
106		1			
107		1			
108					
109		1			
110					
111		1			
112					
113		1			
114					
115					
116					
117			1		
118					
119					
120		1			
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129		1			
130		1			
131					
132					
133					
134		1			
135					
136		1			
137		1			
138		2			
139					
140		2			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142					
143		1			
144		2			
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	158	5	3	0
構成比(%)	-	95.2	3.0	1.8	-

適用職員数	166人
-------	------

(6) 教育職給料表(5) (小・中学校の教諭等)

級 号給	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		73			
18					
19		3			1
20		1			
21		75			2
22					
23		13			1
24		4			10
25		73			11
26		2			16
27		8			6
28		2			13
29		96			16
30		2			7
31		20	1		7
32		1			9
33		113			4
34		2			8
35		32			10
36		6			3
37		82		1	43
38		6		1	
39		32	1	1	
40		6			
41		84		1	
42		6	1		
43		39		1	
44		10			
45		68			
46		10			
47		56	1	1	
48		8			
49		70	2	1	
50		7		3	
51		43	1	3	
52		13	1	1	
53		56		2	
54		10			
55		60	1	2	
56		8		1	
57		58		1	
58		10		2	
59		50	1	3	
60		12		5	
61		58		3	
62		19		3	
63		54	1	2	
64		8	1	4	
65		66	2	1	
66		17		6	
67		49		7	
68		21	1	3	
69		65		5	
70		21		4	

級 号給	1	2	特2	3	4
71	人	人	人	人	人
72		44		4	
73		15		4	
74		48		6	
75		18		6	
76		45		5	
77		16	1	5	
78		61	1	9	
79		19		5	
80		50		6	
81		12		7	
82		45		5	
83		13	1	7	
84		47		5	
85		19	2	7	
86		43		7	
87		16	2	10	
88		39		5	
89		25		4	
90		42		2	
91		17	1	6	
92		44		2	
93		17		4	
94		39		25	
95		15			
96		33			
97		20			
98		29			
99		12			
100		31	1		
101		17			
102		27	1		
103		20			
104		33			
105		18			
106		20			
107		28	1		
108		25			
109		19			
110		21			
111		15			
112		23			
113		11	1		
114		26			
115		20	1		
116		13	1		
117		17	1		
118		16	1		
119		16			
120		11			
121		19			
122		11			
123		9			
124		12			
125		14			
126		13			
127		9			
128		16			
129		15			
130		16			
131		9			
132		13			
133		12			
134		26			
135		13			
136		21			
137		9			
138		18			
139		15			
140		12			

級 号給	1	2	特2	3	4
141	人	人	人	人	人
142		6			
143		10			
144		15			
145		14			
146		10			
147		17			
148		24			
149		25			
150		29			
151		34			
152		41			
153		34			
154		27			
155		24			
156		26			
157		25			
計	0	3,675	31	214	167
構成比(%)	-	89.9	0.8	5.2	4.1

適用職員数	4,087人
-------	--------

(7) 医療職給料表(1) (医師、歯科医師)

級 号給	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42			1	
43				
44				
45				
46				
47		2		
48				
49		1		
50				1
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57			1	
58				1
59				
60				
61				1
62				
63				
64				
65		1	1	1
66				
67				
68				
69				
70				

級 号給	1	2	3	4
71	人	人	人	人
72				1
73				1
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91			1	
92				
93				
94			1	
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
計	1	4	7	6
構成比(%)	5.6	22.2	38.9	33.3

適用職員数	18人
-------	-----

(8) 医療職給料表(2) (薬剤師、臨床検査技師等)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13						
14						
15						
16			1			
17		1				
18						
19			1			
20			1			
21						
22						
23						
24						
25		1				
26			1	1		
27						
28			1	1		
29						
30		3		1		
31						
32		1	3			
33						
34						
35						
36				3		
37						
38		3	1	3		
39			1			
40						
41						
42		1		1	1	
43					1	
44				2		
45						1
46		1	1	2	1	
47						
48			1			
49		1				1
50			1	1	1	
51			1		2	1
52			1			
53						
54				1	1	
55						1
56				1		
57				1		
58		2			2	1
59						1
60			1		1	
61			1			
62		1				
63			1			
64					1	
65				1		
66			1			
67				1		
68						
69				1	1	
70					1	

給 号	級	1	2	3	4	5	6
71		人	人	人	人	人	人
72						2	
73				1			
74						2	
75							
76						1	
77							
78							
79							
80							
81					1		
82							
83					1		
84					2		
85							
86					2		
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96					1		
97							
98							
99							
100							
101					1		
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118				1			
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
計		0	15	22	29	18	6
構成比(%)		-	16.7	24.4	32.2	20.0	6.7

適用職員数	90人
-------	-----

(9) 医療職給料表(3) (保健師、看護師等)

級 号給	1	2	3	4
人	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21		9		
22		1	2	
23			1	
24			3	1
25				
26		7		1
27				
28			6	
29		1	1	
30		17	2	1
31				
32			5	
33		1		
34		8	3	1
35			1	
36		2	4	3
37			1	1
38		8	1	1
39			1	
40		1	2	1
41				
42		7		1
43		1		1
44		1	3	2
45			1	2
46		2	1	
47				
48		1		2
49				1
50				1
51			2	2
52			1	1
53			1	2
54		1	4	
55			1	3
56		1	2	
57				1
58			4	
59			1	
60		1	2	1
61				
62				1
63				
64			3	1
65				
66			3	
67			2	1
68			2	
69				
70			1	

級 号給	1	2	3	4
人	人	人	人	人
71			2	
72			1	
73				1
74				
75				
76			1	
77			1	1
78		1	1	
79				
80		1		
81			1	
82		1		1
83				
84				
85				
86				
87				
88			1	
89			4	
90				
91				
92		1		
93				1
94			1	
95				
96				
97				
98				
99				1
100				
101				1
102				1
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111			1	
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118			1	
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133			1	
計	0	74	83	40
構成比(%)	-	37.6	42.1	20.3

適用職員数 197人

(参 考)

(10) 技能業務職給料表（調理員等）

級 号給	1	2	3
1	人	人	人
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			1
15			
16			
17			2
18			2
19			1
20			2
21			3
22			1
23		1	
24			1
25			
26			
27			3
28		2	4
29	1	1	
30		1	1
31			2
32			1
33	2		1
34			2
35	1		2
36		1	1
37	1	1	2
38	1		2
39			2
40		1	2
41			
42			1
43		2	1
44	2		3
45		1	
46	1	1	
47		2	4
48	3	3	1
49		2	3
50	1	2	1
51		2	3
52			3
53		2	1
54	4	2	3
55		1	4
56	1	3	3
57		1	1
58	4		1
59	1	1	2
60		1	1
61			1
62	2	1	
63			4
64			
65		2	6
66			5
67		1	2
68		1	4
69		1	6
70			4

級 号給	1	2	3
71	人	人	人
72			7
73			8
74			6
75	1		12
76			7
77		2	5
78		1	8
79			8
80		1	15
81		2	6
82			14
83			5
84			6
85		1	10
86			6
87		1	14
88		1	5
89		3	9
90			13
91			8
92			6
93			7
94			7
95			11
96			11
97			6
98			12
99			9
100			4
101			6
102			7
103			6
104			3
105			6
106			7
107			2
108			4
109			3
110			2
111			3
112			5
113			1
114			5
115			1
116			
117			
118			1
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
計	26	52	419
構成比(%)	5.2	10.5	84.3

適用職員数 497人

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道 一般事務、技術職員）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								
3								
4								
5								
6								
7		1						
8								
9								
10								
11		1	7					
12			1					
13								
14								
15	1	1	12					
16								
17	1		2	1				
18								
19		7	7	1				
20			2					
21		1	1	1				
22		2	2					
23	1	5	12	2				
24			1					
25	1	2	2		1			
26		1	3					
27		12	9	2				
28			3	1				
29	1	1		1				
30								
31		7	4	3				
32								
33	10	3	3	2	1			
34		1	3	1				
35		8		3			2	
36		2	1	1	1		2	
37		1	8				1	
38			3					
39		1	4	3		1		
40	1		2	1				
41			9	1		1		
42		2	3	1				
43			1	1	1	1		
44		1	3					
45		5	6	1	1	2		
46		1	1		1			
47		1	2			5	1	
48			4	2	1	1		
49	1	1	1	2	1	1		
50		1	2	2	1	1		
51		1		1		2		
52			2	4				
53			2	1	1	1		
54		1	3	1		2		
55		1	1	4		1		
56				3		4	1	
57				1	1	1		
58						1		
59			1	1	1		1	
60				4	3			
61			2	2		2		
62			1		1			
63			1		7	1		
64				2	2			
65		2		1	3			
66					2			
67					3			
68				2	3			
69			1		3			
70				3	1			

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
71	人		人	人	人	人	人	人	人
72	1			1	3	2			
73					2	4			
74				1	1	4			
75					1	1			
76					2	3			
77					1	4			
78					1	3			
79						4			
80				1		6			
81			1		4	5			
82					3	4			
83					2	3			
84					6	5			
85					1	5			
86					2	1			
87						2			
88			1		3	3			
89					2	2			
90					8	1			
91				1	2				
92					1				
93					5				
94					2				
95					4				
96	1				1				
97									
98					4				
99					4				
100					3				
101					1				
102					2				
103					3				
104					3				
105					3				
106					7				
107					2				
108					1				
109					3				
110					1				
111					3				
112					1				
113									
114					2				
115									
116			1						
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
計		19	76	143	163	106	28	8	0
構成比 (%)		3.5	14.0	26.3	30.0	19.5	5.2	1.5	-

適用職員数	543人
-------	------

第5表 職員の給料表別、職務の級別、年齢別人員

(1) 行政職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	12								12
19	11								11
20	20								20
21	10	20							30
22	128	28							156
23	17	139							156
24	21	156							177
25	9	200							209
26	8	169							177
27	8	159							167
28	8	74	102						184
29	5	73	95						173
30		55	130			1			186
31		41	133						174
32		25	129						154
33	1	25	149	12					187
34	1	4	125	18					148
35	2	12	105	32			1		152
36		7	104	53		1			165
37		9	94	92					195
38		4	72	89	5				170
39	2	9	58	96	12				177
40	2	6	38	93	15				154
41	1	6	24	72	13				116
42	2	9	28	68	22				129
43	1	5	18	43	24				91
44	1	4	15	35	37				92
45	2	9	12	45	32	3			103
46	3	6	17	34	23	6			89
47	2	2	8	36	26	8			82
48	3	5	11	33	32	7			91
49	4	5	8	45	25	12			99
50	2	4	9	39	54	18	1		127
51	1	2	14	55	47	20	3		142
52		4	12	46	63	23	4		152
53		1	10	53	66	29	3		162
54	1	1	11	47	45	32	10		147
55			5	34	53	32	15	1	140
56		1	6	40	61	42	13	3	166
57			4	28	38	44	19	7	140
58	1		1	20	33	22	17	8	102
59		1	5	29	45	37	23	9	149
60～									
計	289	1,280	1,552	1,287	771	337	109	28	5,653

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

(2) 消防職給料表

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18	6								6
19	15								15
20	15								15
21	22								22
22	31								31
23	28	2							30
24	42	6							48
25	32	11							43
26	22	17							39
27	22	28							50
28	21	38	2						61
29	10	44	4						58
30	5	28	7						40
31	2	37	8						47
32	2	37	15						54
33		40	15						55
34		21	24	4					49
35		21	35	3					59
36		18	32	4					54
37		17	27	7					51
38		7	16	13					36
39		2	15	15	4				36
40		2	18	4					24
41		2	12	11	3				28
42			9	20	5				34
43		2	5	7	2				16
44		1	7	9	3	1			21
45			3	6	4				13
46			9	10					19
47			5	11	4	3			23
48			1	7	5	2			15
49			3	7	7	2	3		22
50			17	12	6	2	1	1	39
51			11	7	5	3			26
52			8	11	7	2	2	1	31
53			5		4	1	6		16
54			3	4	4	2	1	2	16
55			4	2	2	3	2		13
56				2	1	4	4	1	12
57			7	3	1		1	5	17
58			2	1	2	1	1	1	8
59				5	4	6		1	16
60～									
計	275	381	329	185	73	32	21	12	1,308

(3) 教育職給料表(2)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22	1	5				6
23		4				4
24		6				6
25		10				10
26		9				9
27		3				3
28		6				6
29		13				13
30	1	16				17
31		15				15
32	1	14				15
33		16				16
34	1	8				9
35		12				12
36	1	16				17
37		8				8
38		7	1			8
39		7				7
40		8				8
41		11				11
42		7	1			8
43		8	1			9
44		5	2	1		8
45	1	5				6
46		4				4
47		7				7
48		3		2		5
49		5		4		9
50		6		1		7
51		12				12
52		10		2		12
53		6				6
54		3			1	4
55		8		1	1	10
56		7				7
57		14				14
58		8			1	9
59		10		2	2	14
60～						
計	6	322	5	13	5	351

(4) 教育職給料表(3)

年 級 齡	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22				
23		1		1
24		1		1
25				
26		1		1
27				
28		1		1
29				
30		4		4
31				
32				
33				
34				
35				
36		1		1
37		1		1
38		1		1
39				
40		2		2
41		2		2
42		2		2
43				
44		1		1
45		1		1
46		1		1
47			1	1
48		2		2
49		1		1
50				
51		1	1	2
52				
53				
54			1	1
55				
56			5	5
57				
58				
59			5	5
60～				
計	0	24	13	37

(5) 教育職給料表(4)

年 級 年 齢	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23		3				3
24		8				8
25		4				4
26		11				11
27		6				6
28		7				7
29		6				6
30		9				9
31		11				11
32		12				12
33		11				11
34		8	1			9
35		4				4
36		4				4
37		4				4
38		5				5
39		2				2
40		3				3
41		1	1			2
42		3				3
43		2				2
44		3	1			4
45		2				2
46		4				4
47		3				3
48		1				1
49		2				2
50			1			1
51		3				3
52		1		1		2
53		2				2
54		1				1
55		2		1		3
56		3				3
57		1		1		2
58		2				2
59		3	1			4
60～						
計	0	158	5	3	0	166

(6) 教育職給料表(5)

年 級 齡	1	2	特2	3	4	計
	人	人	人	人	人	人
18						
19						
20						
21						
22		73				73
23		78				78
24		96				96
25		127				127
26		139				139
27		125				125
28		135				135
29		133				133
30		136				136
31		130				130
32		136				136
33		149	1			150
34		128				128
35		114	1			115
36		144				144
37		132	1	1		134
38		132	2	2		136
39		126	3	2		131
40		91	2	2		95
41		99	2	12		113
42		108	1	2		111
43		89	2	5		96
44		79	1	5		85
45		99		14		113
46		66	2	19		87
47		60	1	17		78
48		52	2	13	2	69
49		59	1	13	1	74
50		64	1	19	2	86
51		80		16	7	103
52		57	2	15	8	82
53		70	1	13	15	99
54		76	1	10	16	103
55		49	1	8	18	76
56		47	1	12	18	78
57		55		6	24	85
58		68		2	23	93
59		74	2	6	33	115
60～						
計	0	3,675	31	214	167	4,087

(7) 医療職給料表(1)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36	1				1
37					
38					
39		2			2
40					
41					
42					
43					
44		1			1
45					
46					
47					
48					
49			1		1
50			1		1
51					
52			2		2
53				1	1
54		1	1		2
55			1		1
56			1		1
57					
58				3	3
59					
60～				2	2
計	1	4	7	6	18

(8) 医療職給料表(2)

年 級 齢	1	2	3	4	5	6	計
	人	人	人	人	人	人	人
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24							
25		3					3
26		2					2
27		1					1
28		3	1				4
29		1	2				3
30			1				1
31			1				1
32		1	2				3
33		2	2				4
34		1	2				3
35			1				1
36				1			1
37			2	2			4
38			2	1			3
39			1	2			3
40			1	3			4
41				4			4
42				1			1
43			3	1			4
44				3	3		6
45				1	1		2
46				1	1		2
47					1		1
48				1			1
49					2		2
50				1	2		3
51				4	1	1	6
52				1	1		2
53						2	2
54					1	2	3
55						1	1
56			1		1		2
57					1		1
58				1	1		2
59				1	2		3
60～							
計	0	15	22	29	18	6	90

(9) 医療職給料表(3)

級 年齢	1	2	3	4	計
	人	人	人	人	人
18					
19					
20					
21					
22		9			9
23		8			8
24		18			18
25		10			10
26		10			10
27		9			9
28		2	6		8
29		1	8		9
30		2	8		10
31			6		6
32			5		5
33			4		4
34		1	2		3
35			2		2
36			9	2	11
37			3	1	4
38		1	4	4	9
39			6	1	7
40		1	2	5	8
41			1	2	3
42			3	7	10
43			1	4	5
44			1	5	6
45				1	1
46			2		2
47		1		1	2
48			3	1	4
49			1		1
50			1	2	3
51			1		1
52		1	1		2
53					
54					
55			1	1	2
56			1		1
57			1	2	3
58				1	1
59					
60～					
計	0	74	83	40	197

(参 考)

(10) 技能業務職給料表

年 齢 \ 級	1	2	3	計
	人	人	人	人
18				
19				
20				
21				
22				
23		1		1
24	1	3		4
25		1		1
26	2	1		3
27	2	2		4
28	1	4		5
29		4		4
30	2	5		7
31	1	4		5
32	2	4		6
33	1	1		2
34	1	2	3	6
35	2	4	1	7
36	2	2	6	10
37	1	2	1	4
38	2	1	4	7
39	4		3	7
40	1		12	13
41	1	2	5	8
42		1	8	9
43		1	5	6
44			8	8
45		1	19	20
46		3	11	14
47		1	10	11
48		2	18	20
49			27	27
50			24	24
51			27	27
52			30	30
53			29	29
54			24	24
55			20	20
56			20	20
57			49	49
58			25	25
59			30	30
60～				
計	26	52	419	497

(参 考)

(11) 企業職給料表（水道）

年 級 齡	1	2	3	4	5	6	7	8	計
18	人	人	人	人	人	人	人	人	人
19	2								2
20									
21	2	2							4
22	10								10
23	1	6							7
24		5							5
25		11							11
26	1	13							14
27		10							10
28		6	4						10
29	1	6	13						20
30		5	12						17
31		3	17						20
32		3	11						14
33		2	9						11
34			13	1					14
35		2	15	1					18
36			17	1					18
37			10	4					14
38			10	8					18
39			2	4					6
40			1	4					5
41	1		2	5					8
42				9					9
43			3	8	1				12
44				4	3				7
45	1			8	1				10
46			1	5	2				8
47				5	1				6
48				9	4				13
49		1		11	3				15
50		1	2	10	7	1			21
51			1	12	13	2			28
52				10	11	2			23
53				11	10	2			23
54				5	8	4	1		18
55				6	8	3	1		18
56				9	9	2			20
57				2	11	2	1		16
58				4	3	4	4		15
59				7	11	6	1		25
60～									
計	19	76	143	163	106	28	8	0	543

第6表 職員の扶養親族数別人員

扶養 親族数	区 分				
		該 当 職 員 数	うち扶養親族で ある配偶者を有 する者	うち扶養親族で ある子を有する 者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
1	人	1,454	396	1,001	57
2	人	1,684	458	1,678	12
3	人	1,000	582	1,000	10
4	人	265	226	265	3
5	人	36	29	36	2
6 人 以 上		6	5	6	0
計		4,445	1,696	3,986	84

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.76人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、22,218円（平均扶養親族数は2.05人）である。

第 7 表 職員の管理職手当の支給状況

区 分			受給者数 (人)	管理職手当月額 (円)
給料表	職務の級	種別		
行政職給料表	8 級	1 種	28	130,400
	7 級	2 種	107	94,500
		3 種	2	75,600
	6 級	3 種	324	70,400
		6 種	13	44,000
	5 級	3 種	7	65,800
		6 種	107	41,100
		7 種	1	32,900
消防職給料表	8 級	2 種	12	94,500
	7 級	3 種	21	70,400
	6 級	4 種	16	57,700
		6 種	10	41,100
教育職給料表(2)	4 級	3 種	5	75,600
	3 級	5 種	13	52,800
教育職給料表(3)	3 級	7 種	13	30,700
教育職給料表(4)	3 級	5 種	3	49,300
	特 2 級	6 種	4	27,700
教育職給料表(5)	4 級	3 種	22	70,000
		4 種	68	61,300
		5 種	77	52,500
	3 級	5 種	114	47,000
		6 種	100	39,200
医療職給料表(1)	4 級	2 種	6	110,100
	3 級	3 種	6	82,600
		6 種	1	51,600
医療職給料表(2)	6 級	3 種	5	70,400
		6 種	1	44,000
計			1,086	(平均月額) 63,065

(注) (平均月額) は、手当受給者 1 人当たりの平均手当月額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

受給者	3,531 人
手当月額10,000円未満の受給者	0
手当月額10,000円以上27,000円未満の受給者	489
手当月額27,000円の受給者	3,042
手当受給者1人当たり平均手当月額	26,492 円

第9表 職員の通勤手当の支給状況

受給者	10,735 人
交通機関等のみを利用する者	3,084
交通用具のみを使用する者	6,729
交通機関等と交通用具を併用する者	922
手当受給者1人当たり平均手当月額	8,608 円

(参考) 給与条例附則第8項により給料月額が決定される者を含む職員の平均給与月額等

項目	全給料表に係るもの	うち行政職給料表に係るもの
職員数	12,098 人	5,725 人
平均給与月額	391,985 円	377,818 円
平均年齢	39.5 歳	39.6 歳

備考 技能業務職員及び企業職員を含めた場合の職員数は、13,185人である。

2 民間給与関係資料

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び広島県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である本市内の民間事業所 638事業所

(2) 調査対象職種

76職種（事務・技術関係職種22職種 その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により16層に層化し、これらの層から173事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員

事務・技術関係職種が7,571人（初任給関係511人、初任給関係以外7,060人）であり、その他の職種が377人（初任給関係4人、初任給関係以外373人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は37,025人であり、このうち、事務・技術関係職種は28,927人である。

(2) 総計及び平均の算出方法

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	141	39	22	20	49	11	
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂利採取業、建設業	15	7	—	7	—	1	
製 造 業	44	6	10	2	24	2	
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	26	9	8	1	5	3	
卸 売 業、小 売 業	22	7	4	6	3	2	
金融業、保険業、不 動産業、物品賃貸業	7	3	—	1	3	—	
教育、学習支援業、 医療、福祉、サービス業	27	7	—	3	14	3	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が31所あった。
- 2 調査対象事業所173所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた172所に占める調査完了事業所141所の割合（調査完了率）は、82.0%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大学卒	規 模 計 (100人以上)	76.8	(80.7)	(19.3)	—	23.2
	500人以上	91.1	(86.2)	(13.8)	—	8.9
	100人以上 500人未満	55.9	(67.5)	(32.5)	—	44.1
	【参考】 50人以上 100人未満	31.2	(66.7)	(33.3)	—	68.8
高校卒	規 模 計 (100人以上)	61.6	(83.0)	(17.0)	—	38.4
	500人以上	78.9	(88.2)	(11.8)	—	21.1
	100人以上 500人未満	36.6	(66.6)	(33.4)	—	63.4
	【参考】 50人以上 100人未満	31.2	(66.7)	(33.3)	—	68.8

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	* 260,967	* 254,400	x	—
		大学卒	230,290	237,403	217,542	* 224,895
		短大卒	* 200,489	* 191,770	* 206,592	—
		高校卒	190,991	* 196,841	* 180,755	* 189,421
	新卒技術者	大学院修士課程修了	* 276,502	* 277,053	x	—
		大学卒	245,202	* 251,838	* 223,490	x
		短大卒	* 218,834	* 221,670	* 204,533	—
		高校卒	200,133	* 201,282	* 193,400	* 189,579
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	* 274,861	* 275,311	* 269,988	—
		大学卒	235,166	242,701	218,976	* 218,031
		短大卒	215,349	* 218,569	* 205,469	—
		高校卒	198,921	200,828	189,912	* 189,500
その他	新卒高等学校教諭	大学卒	x	—	x	—
	準新卒看護師	養成所卒	x	—	x	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)	
事	支 店 長	17	53.3	1,011,736	2,725	1,009,011	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	52.6	1,029,199	0	1,029,199	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	3	56.4	927,662	15,845	911,817	
務	中 学 卒	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	4	56.8	894,194	74,206	819,988	
	大 学 卒	2	56.5	753,527	0	753,527	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
・	高 校 卒	x	x	x	x	x	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	353	53.0	669,022	4,418	664,604	
	大 学 卒	295	52.7	678,239	5,271	672,968	
技	短 大 卒	22	54.3	597,067	985	596,082	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	高 校 卒	35	54.9	636,395	178	636,217	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 部 長	195	55.0	665,725	1,603	664,122	
術	大 学 卒	155	54.9	667,492	1,044	666,448	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	短 大 卒	9	56.9	762,524	0	762,524	
	高 校 卒	31	55.5	632,994	4,228	628,766	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事 務 部 次 長	72	52.4	630,833	26,837	603,996	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	58	51.7	651,810	32,178	619,632	
	短 大 卒	6	51.7	562,255	1,870	560,385	
	高 校 卒	8	56.8	553,748	11,537	542,211	
係	中 学 卒	—	—	—	—	—	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	技 術 部 次 長	69	54.0	668,720	4,414	664,306	
	大 学 卒	60	53.9	682,282	1,329	680,953	
	短 大 卒	2	53.3	828,755	85,679	743,076	
職	高 校 卒	7	55.3	500,820	133	500,687	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	700	49.4	596,626	15,358	581,268	
	大 学 卒	549	48.7	592,065	12,654	579,411	
種	短 大 卒	44	49.6	572,405	11,626	560,779	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	高 校 卒	106	52.8	635,166	33,109	602,057	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技 術 課 長	582	50.2	602,297	18,854	583,443	
種	大 学 卒	438	49.9	596,819	18,099	578,720	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	短 大 卒	52	51.3	681,800	21,755	660,045	
	高 校 卒	92	51.0	572,762	20,052	552,710	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である（以下第13表の各表において同じ。）。

2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 する 給与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下 4 人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	220	46.3	581,674	75,287	506,387	
	短 大 卒	163	45.4	584,818	74,669	510,149	
	高 校 卒	25	48.4	520,243	83,951	436,292	
	中 学 卒	32	48.1	608,539	72,136	536,403	
務	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	113	47.9	553,346	41,514	511,832	
	大 学 卒	83	46.9	567,076	47,346	519,730	
	短 大 卒	5	49.0	551,378	17,604	533,774	
	高 校 卒	25	51.2	516,420	30,288	486,132	
・	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	496	45.2	477,501	60,339	417,162	
	大 学 卒	309	42.7	461,826	61,456	400,370	
	短 大 卒	64	48.1	466,672	45,175	421,497	
	高 校 卒	120	49.1	516,372	64,356	452,016	
技	中 学 卒	3	49.1	489,775	51,365	438,410	
	技術係長	245	43.0	568,867	139,599	429,268	
	大 学 卒	138	41.1	542,925	134,503	408,422	
	短 大 卒	26	44.9	626,946	163,317	463,629	
	高 校 卒	80	46.1	598,956	141,242	457,714	
術	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	452	39.9	381,216	42,102	339,114	
	大 学 卒	336	37.4	375,256	42,883	332,373	
	短 大 卒	49	47.5	344,504	33,116	311,388	
	高 校 卒	66	48.3	435,654	44,710	390,944	
関	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	425	41.9	464,156	86,584	377,572	
	大 学 卒	334	41.0	447,860	88,543	359,317	
	短 大 卒	36	42.6	520,724	74,294	446,430	
	高 校 卒	54	47.4	506,574	84,767	421,807	
係	中 学 卒	x	x	x	x	x	
	事務係員	1,788	35.7	350,290	39,913	310,377	
	大 学 卒	1,238	33.5	349,448	41,685	307,763	
	短 大 卒	203	42.3	339,507	36,885	302,622	
	高 校 卒	341	40.1	360,696	34,818	325,878	
職	中 学 卒	6	52.3	311,573	26,508	285,065	
	技術係員	1,329	33.0	375,104	63,735	311,369	
	大 学 卒	863	31.7	373,796	64,834	308,962	
	短 大 卒	161	35.0	373,985	63,919	310,066	
	高 校 卒	300	35.9	380,068	60,226	319,842	
種	中 学 卒	5	42.3	358,360	48,453	309,907	

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下第13表の各表において同じ。）。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
事	支 店 長	16	53.2	1,046,162	0	1,046,162	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	14	52.6	1,029,199	0	1,029,199	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	57.5	1,167,663	0	1,167,663	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
務	工 場 長	4	56.8	894,194	74,206	819,988	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	56.5	753,527	0	753,527	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技	事 務 部 長	266	52.9	699,659	1,432	698,227	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	224	52.7	704,487	1,619	702,868	
	短 大 卒	18	53.4	618,249	741	617,508	
	高 校 卒	24	54.7	711,691	267	711,424	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
術	技 術 部 長	153	54.8	694,443	1,100	693,343	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	122	54.5	689,697	1,206	688,491	
	短 大 卒	7	57.0	776,058	0	776,058	
	高 校 卒	24	56.0	690,636	946	689,690	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関	事 務 部 次 長	44	53.3	674,477	1,957	672,520	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	大 学 卒	37	53.3	677,760	2,320	675,440	
	短 大 卒	5	51.6	580,638	0	580,638	
	高 校 卒	2	56.7	818,497	0	818,497	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係	技 術 部 次 長	52	54.6	759,065	6,333	752,732	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	48	54.6	761,662	1,780	759,882	
	短 大 卒	2	53.3	828,755	85,679	743,076	
	高 校 卒	2	53.8	624,792	443	624,349	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
職	事 務 課 長	537	49.5	621,047	13,763	607,284	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	416	48.6	613,646	10,849	602,797	
	短 大 卒	29	50.6	624,476	3,722	620,754	
	高 校 卒	91	53.0	662,518	33,676	628,842	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
種	技 術 課 長	409	50.1	628,599	22,650	605,949	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	大 学 卒	314	49.7	624,026	19,800	604,226	
	短 大 卒	38	50.6	681,458	32,959	648,499	
	高 校 卒	57	52.0	615,064	31,896	583,168	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考	
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務	事務課長代理	201	46.2	590,069	78,002	512,067	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下4人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長一係長間）	
	大学卒	152	45.4	590,358	77,313	513,045		
	短大卒	19	48.3	535,856	94,124	441,732		
	高校卒	30	48.2	616,969	72,194	544,775		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術課長代理	91	48.2	584,443	50,907	533,536		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	69	47.3	600,241	56,815	543,426		
	短大卒	4	48.1	575,972	21,305	554,667		
	高校卒	18	51.6	540,572	40,083	500,489		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務係長	342	44.7	511,750	69,729	442,021	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）	
	大学卒	201	41.9	494,718	72,322	422,396		
	短大卒	45	47.3	502,811	50,949	451,862		
	高校卒	94	48.8	546,126	72,177	473,949		
	中学卒	2	50.3	522,048	42,912	479,136		
技 術	技術係長	130	42.2	636,595	166,398	470,197		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	64	39.4	618,475	167,858	450,617		
	短大卒	13	45.7	672,646	177,858	494,788		
	高校卒	53	45.7	652,100	159,713	492,387		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務主任	249	37.4	397,973	44,142	353,831	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）	
	大学卒	185	35.2	390,153	44,271	345,882		
	短大卒	28	44.5	354,111	36,737	317,374		
	高校卒	36	45.7	474,874	48,735	426,139		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術	技術主任	241	42.4	499,497	95,811	403,686		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	182	41.4	482,808	97,591	385,217		
	短大卒	24	42.7	545,392	72,256	473,136		
	高校卒	35	48.0	546,088	104,478	441,610		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務	事務係員	1,286	35.1	351,951	40,152	311,799	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）	
	大学卒	886	32.8	348,136	41,202	306,934		
	短大卒	144	41.8	350,725	42,597	308,128		
	高校卒	250	39.8	367,711	35,065	332,646		
	中学卒	6	52.3	311,573	26,508	285,065		
技 術	技術係員	990	32.7	382,463	66,767	315,696		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長一係員間）
	大学卒	672	31.6	381,311	68,328	312,983		
	短大卒	118	33.5	384,084	69,351	314,733		
	高校卒	196	36.8	386,186	58,968	327,218		
	中学卒	4	44.5	369,998	53,321	316,677		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考	
				きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A)－(B)		
事	支 店 長	x	x	円	円	円	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	x	x	x	x	x		
務	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
技	事 務 部 長	87	53.3	575,979	13,485	562,494	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
		71	52.7	591,397	17,355	574,042		
		4	56.9	532,068	1,734	530,334		
		11	55.4	486,364	0	486,364		
	技 術 部 長	x	x	x	x	x		
		42	55.6	521,434	4,135	517,299		
		33	55.8	523,901	0	523,900		
		2	56.5	x	x	675,500		
術	7	54.3	498,718	11,875	486,843			
	—	—	—	—	—			
	関	事 務 部 次 長	28	51.2	575,981	58,105	517,876	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
			21	49.1	612,355	77,575	534,780	
x			x	x	x	x		
6			56.9	488,168	14,395	473,773		
係	技 術 部 次 長	—	—	—	—	—		
		17	52.6	465,715	101	465,614		
		12	51.3	471,497	132	471,365		
		—	—	—	—	—		
職	事 務 課 長	5	55.8	447,325	0	447,325		
		—	—	—	—	—		
		163	48.9	496,603	21,892	474,711		
		133	48.7	500,625	20,306	480,319		
種	技 術 課 長	15	47.3	482,357	25,297	457,060		
		15	51.6	482,320	29,944	452,376		
		—	—	—	—	—		
		173	50.4	522,360	7,315	515,045		
種	大 学 卒	124	50.3	475,955	10,540	465,415		
		14	52.3	682,461	122	682,339		
		35	50.0	520,686	5,472	515,214		
		—	—	—	—	—		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 系	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下 4 人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）
	大学卒	19	47.7	467,716	38,434	429,282	
	短大卒	11	47.0	481,786	25,491	456,295	
	高校卒	6	48.8	461,923	45,954	415,969	
	中学校卒	2	47.5	425,314	70,866	354,448	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	22	46.6	434,507	5,619	428,888	
	大学卒	14	44.7	431,197	8,549	422,648	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	7	49.9	441,741	0	441,741	
中学校卒	—	—	—	—	—		
技 術 系	事務係長	154	46.5	385,444	35,102	350,342	【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職
	大学卒	108	44.9	388,824	37,339	351,485	
	短大卒	19	49.9	381,317	31,538	349,779	
	高校卒	26	50.9	375,160	27,239	347,921	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	115	44.4	389,912	68,788	321,124	
	大学卒	74	43.7	390,190	67,072	323,118	
	短大卒	13	43.3	396,985	90,151	306,834	
	高校卒	27	47.2	385,455	67,036	318,419	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
関 係 職 種	事務主任	203	43.8	347,886	38,044	309,842	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	151	41.1	343,438	39,917	303,521	
	短大卒	21	51.9	324,344	25,518	298,826	
	高校卒	30	51.7	378,567	38,852	339,715	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	184	41.2	391,845	67,704	324,141	
	大学卒	152	40.6	378,364	70,550	307,814	
	短大卒	12	42.4	387,159	85,329	301,830	
	高校卒	19	46.5	442,697	52,904	389,793	
	中学校卒	x	x	x	x	x	
職 種	事務係員	502	37.4	345,540	39,232	306,308	
	大学卒	352	35.5	353,008	42,996	310,012	
	短大卒	59	43.8	307,948	20,816	287,132	
	高校卒	91	41.3	335,803	33,943	301,860	
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	技術係員	339	33.9	352,481	54,412	298,069	
	大学卒	191	32.5	345,059	51,473	293,586	
	短大卒	43	40.6	343,700	47,631	296,069	
	高校卒	104	34.1	369,454	62,409	307,045	
	中学校卒	x	x	x	x	x	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 人 員 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事	支 店 長	x	x	x	x	x	【支店長】 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
務	工 場 長	—	—	—	—	—	【工場長】 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	10	53.6	520,428	0	520,428	【事務部長・技術部長】 2課以上又は構成員20人以上の 部の長／職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	6	53.7	467,115	0	467,115	
	短 大 卒	2	52.5	621,005	0	621,005	
	高 校 卒	2	54.5	x	x	425,900	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
事 務 部 次 長	大 学 卒	2	56.0	391,163	3,588	387,575	【事務部次長・技術部次長】 前記部長に事故等のあるときの 職務代行者／職能資格等が上記 部の次長と同等と認められる部 の次長及び部次長級専門職／中 間職（部長－課長間）
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
技 術 部 次 長	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 課 長	大 学 卒	3	54.7	389,810	0	389,810	【事務課長・技術課長】 2係以上又は構成員10人以上の 課の長／職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課の長及 び課長級専門職
	短 大 卒	2	56.5	384,063	0	384,063	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
技 術 課 長	大 学 卒	5	54.0	440,549	7,693	432,856	
	短 大 卒	2	51.0	427,310	0	427,310	
	高 校 卒	3	56.0	449,374	12,821	436,553	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平均 支給 額			備 考			
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)				
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	【事務課長代理・技術課長代理】 前記課長に事故等のあるときの職務代行者／課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者／課長に直属し部下 4 人以上を有する者／職能資格等が上記課長代理及び課長代理級専門職／中間職（課長－係長間）			
	大学卒	5	56.0	387,630	38,970	348,660				
	短大卒	3	57.0	415,822	55,218	360,604				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	x	x	x	x	x				
技 術	技術課長代理	2	52.5	406,863	94,681	312,182		【事務係長・技術係長】 係の長及び係長級専門職		
	大学卒	x	x	x	x	x				
	短大卒	—	—	—	—	—				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務係長	15	43.9	377,380	63,513	313,867			【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	9	42.9	378,304	63,118	315,186				
	短大卒	4	48.0	399,053	70,223	328,830				
	高校卒	2	40.5	329,874	51,874	278,000				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術係長	31	46.5	383,344	55,337	328,007				【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	22	45.8	383,326	59,257	324,069				
	短大卒	8	49.3	390,106	40,828	349,278				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務主任	21	43.6	304,519	32,195	272,324	【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）			
	大学卒	7	39.1	348,298	37,743	310,555				
	短大卒	7	45.6	285,031	26,985	258,046				
	高校卒	7	46.1	280,229	31,858	248,371				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術主任	10	44.7	314,792	39,180	275,612		【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）		
	大学卒	6	41.5	335,744	64,059	271,685				
	短大卒	3	48.0	282,721	2,482	280,239				
	高校卒	x	x	x	x	x				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
事 務	事務係員	31	32.0	291,196	22,155	269,041			【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）	
	大学卒	22	31.5	285,981	23,190	262,791				
	短大卒	4	42.3	354,244	26,041	328,203				
	高校卒	5	26.0	222,462	2,992	219,470				
	中学校卒	—	—	—	—	—				
技 術	技術係員	47	33.3	276,209	20,619	255,590				【事務主任・技術主任】 係長等のいる事業所における主任／係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者／係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任／中間職（係長－係員間）
	大学卒	38	31.8	272,373	19,711	252,662				
	短大卒	4	42.8	297,151	25,079	272,072				
	高校卒	5	38.6	300,887	27,187	273,700				
	中学校卒	—	—	—	—	—				

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	見習、外国語の電話交換手 を除く。
	自家用乗用自動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	守 衛	—	—	—	—	—	
	用 務 員	x	x	x	x	x	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 等	6	60.7	702,597	0	702,597	
	大 学 教 授	46	58.8	591,882	0	591,882	
	大 学 准 教 授	38	47.3	497,410	0	497,410	
	大 学 講 師	10	38.0	442,049	0	442,049	
	大 学 助 教	8	36.6	393,413	0	393,413	
	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	x	x	x	x	x	
研 究 関 係 職 種	高等学校教諭	19	45.6	498,418	44,976	453,442	
	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	x	x	x	x	x	2室(係)以上又は構成員7 人以上の部(課)の長
	研 究 室 (係) 長	—	—	—	—	—	構成員3人以上の室(係)の 長
	主 任 研 究 員	2	50.0	399,915	0	399,915	下記研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及び 研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	x	x	x	x	x	
	研 究 補 助 員	x	x	x	x	x	

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和 7 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
医 療	病 院 長	—	—	円	円	円	部下に医師又は歯科医師 5 人以上 上記病院長に事故等のある ときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師 1 人以上
	副 院 長	—	—	—	—	—	
	医 科 長	—	—	—	—	—	
	医 師	—	—	—	—	—	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
関 係 職 種	薬 局 長	—	—	—	—	—	部下に薬剤師 2 人以上
	薬 剤 師	12	35.7	326,596	24,186	302,410	
	診療放射線技師	14	38.1	312,319	3,901	308,418	
	臨床検査技師	9	40.9	254,376	8,092	246,284	
	栄 養 士	10	36.4	285,962	35,336	250,626	
	理 学 療 法 士	28	29.4	284,045	10,807	273,238	
	作 業 療 法 士	34	29.2	279,638	19,713	259,925	
種	総 看 護 師 長	—	—	—	—	—	部下に看護師長 5 人以上
	看 護 師 長	31	46.7	408,092	43,855	364,237	部下に看護師又は准看護師 5 人以上
	看 護 師	74	38.5	352,310	50,688	301,622	
	准 看 護 師	26	49.3	318,856	15,680	303,176	

第14表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
100.0 %	(18.0) %	(59.7) %	(1.7) %	(20.7) %	— %

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とにならない(その4において同じ。)

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2、その3及びその4において同じ。)

その2 距離段階別定額制における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

距離段階別定額制における支給月額						
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,040円	6,841円	13,141円	18,850円	23,854円	28,005円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	31,483円	34,076円	36,312円	38,248円	40,149円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
32.6 %	(16.0) %	(77.1) %	(—) %	(6.9) %	67.4 %

(注) 支給形態の()内は外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車利用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額					
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満
— %	35.8 %	— %	22.3 %	— %	— %
月額					
8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満	10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上		
— %	— %	31.0 %	11.0 %		

- (注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。
- 2 全額支給制及び制限支給制にあたっては最高支給月額。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	61.4%
支給しない	38.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

- (注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計 (100人以上)	%	%	%	%	%	%
500人以上	48.5	51.5	40.2	59.8	38.2	61.8
100人以上500人未満	46.8	53.2	32.2	67.8	30.8	69.2
100人以上500人未満	50.7	49.3	50.6	49.4	48.1	51.9
【参考】 50人以上100人未満	67.1	32.9	70.2	29.8	73.2	26.8

第17表 対応級表

職 種 名		対応級（行政職給料表）			
		企 業 規 模 500 人 以 上	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満	企 業 規 模 100 人 以 上 500 人 未 満
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 ・ 工 場 長	8 級	7 級		
	事 務 ・ 技 術 部 長	7 級	6 級		
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	7 級	6 級		
	事 務 ・ 技 術 課 長	6 級	5 級		
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	5 級	4 級		
	事 務 ・ 技 術 係 長	4 級	3 級		
	事 務 ・ 技 術 主 任	3 級	2 級		
	事 務 ・ 技 術 係 員 〔 大 学 卒 ・ 短 大 卒 〕 〔 高 校 卒 ・ 中 学 卒 21 歳 以 上 〕	2 級	1 級		
	事 務 ・ 技 術 係 員 （ 高 校 卒 ・ 中 学 卒 20 歳 以 下 ）	1 級	1 級		

3 物価・生計費関係資料

第18表 物価・生計費

項目 年度・年月	物 価			生 計 費					
	①消費者物価指数(総合)			②消費支出（二人以上の世帯）					
	全 国	大都市	広島市	全国		大都市		広島市	
	前年度比・ 前年同月比			金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比	金額	前年度比・ 前年同月比
令和5年度	% 3.0	% 2.9	% 2.8	円 294,116	% 0.2	円 317,105	% 3.8	円 298,876	% 0.1
6年度	3.0	3.0	3.1	304,178	3.4	321,396	1.4	319,502	6.9
令和6年4月	2.5	2.4	2.0	313,300	3.4	343,569	4.1	357,702	9.1
5月	2.8	2.7	2.7	290,328	1.4	317,562	6.1	251,603	△ 14.3
6月	2.8	2.8	2.8	280,888	1.9	291,592	1.3	275,021	△ 9.3
7月	2.8	2.7	2.7	290,931	3.3	314,755	3.7	280,525	0.4
8月	3.0	3.0	3.0	297,487	1.5	308,720	△ 3.0	279,954	△ 19.4
9月	2.5	2.5	2.8	287,963	1.8	304,549	0.5	277,873	2.2
10月	2.3	2.3	2.1	305,819	1.3	312,696	△ 5.5	312,616	7.7
11月	2.9	2.9	3.1	295,518	3.0	304,903	△ 0.4	291,245	△ 0.6
12月	3.6	3.6	3.9	352,633	7.0	360,624	2.1	401,005	25.0
令和7年1月	4.0	3.9	4.0	305,521	5.5	325,603	2.5	326,717	14.9
2月	3.7	3.4	3.9	290,511	3.8	310,173	1.7	370,731	37.2
3月	3.6	3.4	4.0	339,232	6.4	362,001	3.3	409,032	34.2
4月	3.6	3.5	4.3	325,717	4.0	341,275	△ 0.7	349,345	△ 2.3
5月	3.5	3.5	3.8	316,085	8.9	326,011	2.7	399,011	58.6
6月	3.3	3.3	3.2	295,419	5.2	308,321	5.7	381,347	38.7
資料 出 所	総 務 省								

(注) ①は令和2年基準である。

登 録 番 号	広 Y 6 - 2 0 2 5 - 4 0 2
名 称	職員の給与等に関する報告及び勧告
編集・発行者	広島市人事委員会事務局調査課 広島市中区国泰寺町 1 - 6 - 34 (〒730-8586) TEL 082-504-2524 (直通)
発 行 年 月	令和 7 年 9 月

